

電子契約の導入について

羽曳野市では、受注者の負担軽減のほか、契約手続きの業務効率化及びオンライン化による非対面・非接触の行政サービスの提供をはじめとした行政 DX の推進を図るため、これまでの紙の契約書に加え、クラウド型電子契約サービスを導入しました。

電子契約とは

紙の契約書に印鑑を押印する代わりに、電子署名とタイプスタンプを付与して契約を締結するものです。

インターネット環境と電子メールアドレスがあれば、利用可能です。
費用負担もありません。



メリット

- ① 受注者の負担軽減
電子契約では収入印紙を貼付する必要がありませんので、印紙代が節約となります。
- ② 契約事務の効率化
ペーパーレス化、郵送や押印等が不要となるため、事務の効率がよくなります。

対象契約について

現在試行期間であり、契約検査課で締結する契約のみを対象をしています。
（順次拡大予定）

電子契約の利用について

電子契約の利用にあたっては、落札者又は落札候補者の決定後に、受注者で契約締結権限が与えられている方の氏名、役職、利用メールアドレス等を記入する『電子契約同意書兼メールアドレス確認書』を提出していただきます。なお、電子署名の有効性の証明期間は、受注者及び羽曳野市の電子署名が完了した時点から10年となります。

電子契約の流れ

